



公共高第 541 号

平成21年 2月 6日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

産科医療補償制度の創設に伴う出産費等の支給額の見直しについて (通知)

このことについて、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第371号。）が平成20年12月5日に公布され、地方公務員等共済組合法施行令（以下「地共済令」という。）、地方公務員等共済組合法施行規則（以下「地共済規則」という。）及び地方公務員等共済組合法施行規程（以下「地共済規程」という。）の一部が改正されましたのでお知らせします。

概要は下記のとおりですので、所属所の組合員の皆様に周知していただくとともに、事務処理に当たっては遺漏のないようお願いします。

記

1 改正の趣旨

平成21年1月1日より産科医療補償制度（別添）が開始されることに伴い、出産費用の上昇が見込まれることを踏まえ、出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給額を見直すものである。

2 改正の内容

(1) 出産費等の支給額

地共済令第23条の4ただし書に規定する総務省令で定める金額を3万円としたこと。（地共済規則第2条の4の12関係）

① 3万円が加算され、38万円となる場合

財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関（以下「加入分娩機関」という。）の医学的管理下において、平成21年1月1日以後、在胎週数22週に達した日後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」という。）がなされたことを認められた場合には、出産費等の加算額が3万円となるものであること。

② 3万円が加算されず、35万円となる場合

制度対象分娩でない出産の場合は、出産費等は3万円を加算せず、従前どおり35万円とすること。なお、制度対象分娩でない出産とは、次に掲げるものをいう。

ア 加入分娩機関の医学的管理下以外の出産

イ 在胎週数22週未満の出産（流産、人工妊娠中絶を含む。）

(2) 出産費等の請求に関する手続

出産費等の請求において、3万円を加算した額の支給を受けようとする場合には、出産費請求書又は家族出産費請求書（以下「出産費等請求書」という。）に3万円の加算対象となる出産であることを証明する書類を添付しなければならないこと。（地共済規程第111条関係）

① 出産後に請求する場合

加入分娩機関は、妊産婦に対して発行する領収書又は請求書に、制度対象分娩がなされたことを証明するために所定の印（別添）を押印することとなっていることから、出産費等請求書に添付する必要がある3万円の加算対象となる出産であることを証明する書類は、加入分娩機関により発行された当該印の押印された領収書又は請求書の写しとすること。

② 出産前に受取代理の申請を行った場合

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書の写しに対し、当該印が押印されている場合、当該医療機関等は加入分娩機関でありかつ当該出産は制度対象分娩であることが判明できるため、出産費等の金額は3万円を加算して38万円が支給されること。

(3) 双生児等における取扱い

双生児等の制度対象分娩の場合は、出産費等（38万円）を従来どおり一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて支給すること（双生児の場合は38万円×2＝76万円）。

3 施行期日

平成21年1月1日から施行する。

4 その他留意事項

出産費等の給付にあわせて支給される出産費附加金及び家族出産費附加金については、従前どおり一件につき5万円であること。

産科医療補償制度について

1. 産科医療補償制度の概要

産科医療補償制度は、出産に係る医療事故（過誤を伴う事故および過誤を伴わない事故の両方を含む。以下同じ。）により脳性麻痺となった者及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としている。

2. 補償制度の仕組み

分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う。

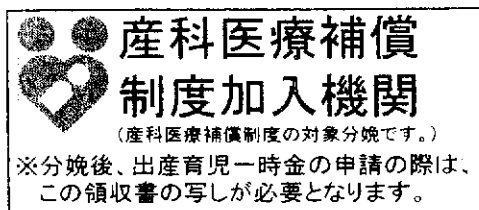
分娩機関は、補償金の支払による損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。

補償金が支払われた個々の事例について、専門家が医学的観点で検証・分析し、その結果を分娩機関・脳性麻痺となった者及びその家族にフィードバックする。

原因分析された個々の事例情報を体系的に整理・蓄積し、広く社会に公開することにより、将来の同種の医療事故の再発防止等、産科医療の質の向上を図る。

原因分析の結果、分娩機関に損害賠償責任がある場合は、補償金と損害賠償金の調整を行う。

制度対象分娩であることを証明する印 イメージ



- ・ 実寸サイズは、縦 2.7 cm × 横 6.0 cm
- ・ 外枠は実際には印についていません。